

2017年10月27日

平成29年台風第21号により被害を受けられた皆さまへ

エタニティ少額短期保険株式会社

## 火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

平成29年台風第21号により被害を受けられたご契約者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

### 記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約の申し込み及び保険料の支払い）を『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。  
この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

#### 《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口：0120-945-228

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

#### ■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
和歌山県	新宮市（しんぐうし）	2017年10月21日（土）
三重県	伊勢市（いせし） 度会郡玉城町（わたらいぐんたまきちょう）	2017年10月22日（日）
京都府	舞鶴市（まいづるし）	2017年10月22日（日）

以上